

## 倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年7月14日(水) 午前10時00分から午前10時19分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地

倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 22人

会長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員

9番 野口 國治 委員 10番 安田 公彦 委員 11番 高橋 英和 委員

12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員

15番 中西 公仁 委員 16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員

18番 片岡 泰助 委員 19番 石井 雄一 委員 22番 井上 保邦 委員

24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 2人

20番 出口 哲士 委員 23番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

7番 山本 義弘 委員 12番 藤原 正美 委員

6 議事日程

## 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について

報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第7号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

報告第8号 農用地利用配分計画について

## 7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二      事務局課長主幹 富山 典子      事務局主幹 塩見 雅子  
事務局主幹 日下部 啓司      事務局主幹 成田 裕次      事務局主任 大橋 浩直

## 8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 吉井副参事	<p>皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から7月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和3年7月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は22名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	【異議なしの声】
議長	<p>それでは、議席番号8番山地康弘委員と議席番号9番野口國治委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部主幹と大橋主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>塩見です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて9件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から9番について調査票をもとに説明】</p> <p>5番についてですが、玉島地区協議会において審議したところ、譲受人所有の一部農地において、効率的に利用されていない状況が認められ、是正がなされるまで保留とのご意見でした。 すべての案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、5番については保留、その他の案件については、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして異議なく許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議 長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の9件のうち、5番は保留ほか8件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第1号の、5番は保留ほか8件は許可、と決定いたします。

続きまして、3頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**

富山です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に2件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

**【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】**

まず、1番についてですが、転用の必要性について疑義が生じたため、前回保留になっていましたが、令和3年6月18日に取り下げ書が提出されました。

次に、2番についてですが、こちらは特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました2件について、1番は取下げ、2番は許可意見とのことでした。

許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この1件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の2件のうち、1番は取下げ、2番は許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番は取下げ、2番は許可、と決定します。

続きまして、4頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】**

富山です。説明させていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から6頁にかけて11件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

**【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】**

今回申請のありました11件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた11件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この11件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の11件は、全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から11番について許可、と決定します。

続きまして、7頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、山本委員、藤原正美委員に関係する案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

( 山本委員 藤原正美委員 退席 )

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】**

塩見でございます。それでは説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から11頁にかけて20件の計画が、農業委員会に提出されました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が5件、使用貸借が15件です。

また、利用期間の更新は11件で、更新切れを含む新規は10件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが5件、農地所有適格法人によるものが2件、その他は個人です。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、20件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、2名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた 2名の委員に報告いたします。

議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、12頁をご覧ください。

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

【議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明】

富山です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。

12頁1番から3番までの3件の申請がありました。

現地を確認したところ全てにおいて、畑や稲作の作付けができる状態であり、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。

また、申請農地は、全て農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

従いまして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明がありましたが、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の3件は、全件承認意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第5号は、全件承認と決定します。

審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第8号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局

【報告第1号から第8号について報告・説明】

日下部です。報告いたします。

13頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、13頁から21頁にかけて23件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に22頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、22頁から23頁にかけて10件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に24頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、24頁から32頁にかけて46件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

	<p>次に33頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが33頁に2件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に34頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について」でございますが、34頁に1件の証明願が農業委員会に提出されました。この案件につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局において、農地法第5条届出事務に準じて審査・確認を行い、事務局長専決で証明書を交付しております。</p> <p>次に35頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」でございますが35頁に2件の取り下げ書が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に36頁をお開きください。</p> <p>報告第7号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、36頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に37頁をお開きください。</p> <p>報告第8号「農用地利用配分計画について」でございますが、37頁に1件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、令和2年6月1日付けで農地中間管理権を取得した農地において、借り手の変更に伴い使用貸借権が移転されたものです。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。
各委員	【質問なしの声】
議長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第8号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
吉井副参事	<p>【事務局から連絡事項を伝える】</p> <p>事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>(次回総会の日程案内など連絡)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p>

次回総会は8月11日(水)です。  
ご出席のほど、よろしくお願いいたします。  
それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時19分)



倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和3年7月14日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員